三　事業報告書の提出に関し当該承認を受けようとする期間
四　事業報告書に係る事業年度終了の日
五　事業報告書の提出に関し当該承認を必要とする理由

2　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　定款又はこれに代わる書面
二　当該承認申請書に記載された外国法人等である高速取引行為者の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面
三　当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

3　所管金融庁長官等は、第一項の承認の申請があった場合において、外国法人等である高速取引行為者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められるときは、当該申請のあった日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（直前事業年度に係る事業報告書の提出に関して当該承認を受けている場合にあっては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあっては、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第五号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る事業報告書について、承認をするものとする。

4　前項の承認は、同項の外国法人等である高速取引行為者が毎事業年度経過後三月以内に次に掲げる事項を記載した書類を所管金融庁長官等に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。
一　当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨
二　前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

5　第一項の承認申請書、第二項各号に掲げる書類及び前項の書類は、英語で記載することができる。

第四節　監督

（開始等の届出を行う場合）

第三百四十一条　法第六十六条の六十第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一　法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ又は第六十六条の五十三第五号ロ若しくはハ、第六号イ若しくはロ若しくは第七号に該当することとなった場合
二　役員が法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなった事実を知った場合
三　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知った場合（外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては、主たる営業所又は事務所の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てが行われた事実を知った場合を含む。）
四　定款（これに準ずるものを含む。第三百四十三条第一項第六号において同じ。）を変更した場合